

学校感染症について

学校において予防すべき感染症にかかったときは、学校保健安全法により出席停止の措置をとることになっています。下記の感染症の診断と診断されましたら学校にご連絡ください。

【出席停止の手続きについて】

登校許可書を医師より記入して頂き、学校にご提出ください。

尚、この書類は学校独自のものであり、医療機関のご好意で記入して頂いているものですが、有料の場合もございますので、ご理解ください。

※登校許可書は別紙の様式となります。コピーして使用されるか、事務室、各学校寮、保健室に置いてあります。また、日南学園ホームページからもダウンロードできます。お手数をお掛けしますがよろしくお願い致します。

【学校感染症の種類】

【第一種】 エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウィルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ(H5N1 であるものに限る)，痘そう，
南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア

【第二種】 インフルエンザ，百日咳，麻疹，風しん，流行性耳下腺炎（おたふくかぜ），水痘（みずぼうそう），咽頭結膜熱（プール熱），結核・髄膜炎菌性髄膜炎

【第三種】 コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎
その他の感染症（必要があれば、医師の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患：流行性嘔吐下痢症など）

《インフルエンザについて》

主治医からの登校許可届の作成が難しい場合は、調剤明細書のコピーの添付をお願いいたします。